



ニュース・レター

N E W S L E T T E R

平成30年3月1日発行

第19号

2018.3

ひとり親家庭への支援の推進について

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室
室長補佐 本間 浩

日頃よりひとり親家庭の自立支援につきまして御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、昨年12月に公表した「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」の結果では、前回の平成23年全国母子世帯等調査と比べて、①母子世帯では、母親の就業率約82%（前回約81%）、雇用形態の「正規の職員・従業員」の割合約44%（前回約33%）、母自身の就労収入約200万円（前回約181万円）等が増加し、また、②父子世帯では、父親の就業率約85%（前回約91%）は減少していますが、雇用形態の「正規の職員・従業員」の割合約68%（前回約67%）、父自身の就労収入約398万円（前回約360万円）等が増加しています。

これらの背景には、近年の経済情勢が好転する中で、ひとり親家庭の方々の雇用環境の改善や所得も増加したことがあるものと考えています。しかしながら、依然として厳しい状況の中で生活をされている方々がいるという事実も重く受け止めております。

こうした結果も踏まえ、平成30年度予算案においては、児童扶養手当の全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げるほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金において、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもを支援するため、新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付に係る就学資金及び就学支度資金を創設しました。また、未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業

訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦（夫）控除のみなし適用の実施などを盛り込んでいます。さらに、平成31年から、児童扶養手当の支給回数を現行の年3回から奇数月の隔月支給に見直すこととしています。

一方、養育費の関係では、①母子世帯の母の養育費の取り決め状況は「取り決めをしている」が約43%（前回約38%）、離婚した父親からの養育費の受給状況は「現在も受けている」が約24%（前回約20%）に増加し、②父子世帯の父の養育費の取り決め状況は「取り決めをしている」が約21%（前回約18%）に増加、離婚した母親からの養育費の受給状況は「現在も受けている」が約3%（前回約4%）と微減しており、増加も見られるものの、依然として低い水準にとどまっています。厚生労働省としては、従来からの取り組みである養育費相談支援センターの設置、養育費の取決めに関するリーフレットの配布等に加えて、平成28年度より「母子家庭等就業・自立支援センター事業」において、弁護士による養育費の法律相談の実施を行うなど、事業の充実を図っているところです。

今後とも、「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」に基づき、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援等の総合的な支援を推進してまいります。



養育費相談支援センター開設10年を振り返って

養育費相談支援センター（以下「センター」という。）は、公益社団法人家庭問題情報センターが厚生労働省から事業委託を受け平成19年10月に開設し、10年を過ぎました。センターでは、①全国のひとり親家庭や離婚を考えている人からの電話やメールによる相談や母子・父子自立支援員さんをはじめ、全国の自治体等で養育費相談に携わっておられる方々の相談支援、②研修、③広報・情報提供の3つの柱で事業を展開しています。

1 相談支援事業

センター開設から平成29年9月30日までの10年間の相談件数は、58,197件です（表参照）。その年によって波がありますが、年間約6500件の相談を受けています。センターは、研修でもお伝えしているように現場の第一線で相談に携わっている方々の相談支援のために設置されていますが、一般の方からの相談が多く、研修を重ねるなかで関係機関からの相談が増加してきましたところ。また、開設当初は8割以上が女性の相談でしたが、平成24年ころから男性の相談が増加し、平成27年度からは女性の相談が7割を切るようになりました。

相談内容の主なものは、①養育費の取決め方法、②養育費の相場や算定、③取り決めた養育費が約束通りに支払われない（不履行）、④減収や再婚等による養育費の減額請求、⑤不払いの養育費の強制執行、⑥離れて暮らす親と子どもの面会交流です。

取り決めた養育費が支払われないという相談は、開設当初から変わらず多い相談です。調停や公正証書で取り決めても相手の勤務先を見つけれず強制執行ができないという相談を毎日のように受けています。履行確保制度はこの10年進展のないまま経過していますが、ようやく平成29年9月に公表された民事執行法改正の中間試案に公的機関からの情報取得制度の新設が盛り込まれました。これが法案として国会に提出され施行されるにはまだ長い道のりですが、実現すれば大きな前進として今後の動向を注視したいと思います。

平成23年の民法改正により、協議離婚時に養育費と面会交流の取決めが明文化され、平成24年4月から協議離婚届に養育費と面会交流の取決めについてチェック欄が設けられました。そのこともあってか面会交流の相談が増加しました。面会交流の相談は、子

どもの状況や背景もそれぞれに異なり、回答も大変難しいのが実情です。また、調停等で面会交流が決められたものの、当事者双方で円滑な面会交流が難しいので援助機関を紹介してほしいという相談もありますが、地方自治体での援助も進んでおらず、民間の援助機関がない地域の方が多いのが現状です。

関係機関からの相談は、収入認定など基本的な事柄から、女子高校生が同級生の子を妊娠してしまったが、養育費を請求するにはどうしたらよいか、養育していた母親が出奔してしまい祖母が子どもの面倒をみているが、父親に養育費を請求するにはどうしたらよいかなど、複雑な事案が多くありますし、面会交流の支援策、相続関係、戸籍関係など広範囲にわたっています。

2 研修事業

センター設立には、全国で養育費相談に携わる方々の人材育成という重要な目的があり、研修事業は、センターの根幹をなす事業です。センター開設に先駆けて平成19年9月に岩手県で開催された全国研修から始まり、よりよい研修の在り方を模索しながら平成23年度に現在の研修体系を確立しました。



現在、研修は、センターが開催する（一部は厚生労働省や地方自治体と共催で実施）「招集型」の研修と地方自治体等が開催する研修にセンターから講師を派遣する「派遣型」の研修の二つの形式で行っています。招集型の研修には、①厚生労働省と地方自治体と共催で行う全国研修、②専門相談員等研修、③全国8地域で実施する地域研修の三つがあります。

(1)全国研修

平成19年9月に岩手県、平成20年9月に高知県、平成21年9月に香川県、平成23年1月に千葉県、平成23年11月に栃木県、平成24年9月に富山県、平成25年10月に石川県、平成26年9月に沖縄県、平成27年10月に福岡県、平成28年9月に厚生労働省、平成29年9月に厚生労働省でそれぞれ開催しており、延べ1456人が参加しています。

(2)養育費専門相談員等研修

平成20年7月に東京都で開催し、平成21年度と平成22年度は、7月に東海、北陸以北の相談員を対象として東京都、11月に関西以西の相談員を対象として大阪市でそれぞれ開催しました。

平成23年度からは、この養育費専門相談員研修を指導者養成コースとして位置付け、養育費の相談に専門に従事している者又はこれに準じた経験のある者を対象として東京で毎年実施することにし、開始からこれまで延べ565人が参加しています。



(3)地域研修

平成22年度までは、全国の主要都市で無料相談会を実施し、センターが派遣する相談員（講師）の相談に各地の相談員が同席して相談のノウハウを学ぶという方法をとってききましたが、平成23年度から、全国の各地区（ブロック）で活動している母子自立支援員（現母子・父子自立支援員）や自治体職員等に幅広く参加してもらうために、全国8か所（北海道、東北、関東、中部、関西、中国、四国、九州の各主要都市）で研修を実施することにしました。このうち、地域によっては、より参加しやすくするためにブロックの自立支援員連絡協議会や地方自治

体等との共催や後援を受けて実施することにしました。

地域研修では、班別演習で事例検討やロールプレイによる相談面接の演習を実施しています。ロールプレイでは、相談者の気持ちがわかった、他の相談員の相談技法を学べたなど好評を得ています。

(4)講師派遣

センター開設当時から実施している研修であり、地方自治体等が開催する研修会や個別相談会にセンターが講師を派遣し、講師謝金及び交通費をセンターが負担するという形で実施しているものです。年度によって派遣依頼件数に波がありますが、ここ数年は80件を超える講師派遣を実施しています。

3 広報・情報提供事業

センター開設と同時にホームページを立ち上げ、養育費を含む離婚時の取決めなどに関するQ&Aやセミナーなどの情報を提供しています。ホームページを見て電話相談やメール相談をしてくる方も増えています。

パンフレットは、3種類のものを作成し、地方自治体等に配布しています。特にA3判二つ折のものは、見開きで養育費と面会交流の取決めと履行確保の流れを図式化して説明していることから、相談の際に活用されているようです。

平成21年度に子どもの写真を全面に出したポスターを作成し、地方自治体、関係機関等に配布しました。平成23年度にも2代目、平成28年度に3代目となるポスターを作成しました。いずれも好評をいただいています。

平成21年2月にニュースレター第1号を発行し、以後年に2回発行して、その時々の特ピックを取り上げたり、各地で活躍している相談員を紹介しています。

平成19年度から一般市民向けセミナーを毎年実施



しており、これまでに東京都、広島市、大阪市、金沢市で実施しています。

子どもの貧困問題がクローズアップされ、養育費や面会交流の問題がマスコミに取り上げられる機会も多くなりました。養育費も面会交流も未来を担う子どもたちのために、必要なものです。厚生労働省が5年ごとに実施している母子世帯等調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）では、平成23年度に母子世帯の養育費の取決めが37.7%でしたが、平成28年度

は42.9%になり、養育費の受給状況のうち「現在も養育費を受けている」が平成23年度19.7%でしたが、平成28年度は24.3%と上昇しています。未だ高い取決率、受給率とは言えませんが、この5年間に取決率が5.2ポイント、受給率が4.6ポイント上昇しているということは、皆さんが相談に来られたお一人お一人に最善を尽くしてきた、地道な努力の成果だと思えます。これからもよろしくお祈りします。



平成21年度ポスター



平成23年度ポスター



平成28年度ポスター

表1 相談件数の推移と相談者の内訳（平成19年10月～平成29年9月）

相談者別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年上半期	総計
男性	176	473	729	920	774	1,291	1,614	1,588	1,795	1,741	924	12,025
女性	1,185	2,540	4,232	5,805	4,404	5,096	4,755	4,355	4,578	4,567	2,266	43,783
機関	172	175	159	147	174	206	185	200	251	253	156	2,078
不明	7	5	42	68	30	54	20	18	20	31	16	311
合計	1,540	3,193	5,162	6,940	5,382	6,647	6,574	6,161	6,644	6,592	3,362	58,197

表2 相談件数の推移と相談内容の内訳（平成19年10月～平成29年9月）

相談内容2	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年上半期	総計
請求手続	208	981	2,073	2,925	2,290	2,386	2,090	1,854	2,085	2,017	1,007	19,916
養育費算定	166	774	1,308	1,707	1,463	1,857	1,749	1,561	1,526	1,780	876	14,767
減額請求	0	229	476	566	467	695	909	856	908	897	453	6,456
増額請求	0	64	114	165	93	143	221	202	282	222	135	1,641
養育費不履行	459	716	1,058	1,268	1,014	982	1,018	1,015	1,014	1,022	514	10,080
強制執行	101	201	289	525	366	396	357	323	320	324	161	3,363
面会交流	33	90	134	226	220	761	805	774	837	880	496	5,256
婚姻費用	35	93	157	236	184	255	243	220	207	189	110	1,929
その他	991	551	680	901	632	724	581	558	595	653	322	7,188
合計	1,993	3,699	6,289	8,519	6,729	8,199	7,973	7,363	7,774	7,984	4,074	70,596

※1件につき複数の相談があった場合には、相談ごとにカウントしている。

日々
雑感

シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取組み



岩倉市PR大使のいっわくん



母子・父子自立支援員 **岩井知里**
愛知県岩倉市教育こども未来部子育て支援課

岩倉市は、愛知県の北西部に位置し、木曾川が作った肥沃な平野部にあります。県内で一番コンパクトな市です。その特徴をいかし「いわくらしやすい」を合言葉に子育てしやすいまちづくりを目指しています。

私は、この岩倉市の子育て支援課で母子・父子自立支援員として平成25年度から約5年勤務しています。私が母子・父子自立支援員として相談を受けている中で感じることは、ひとり親が抱える問題は、ひとつとして同じケースはないということです。相談者の方々は皆、様々な悩みを抱えて来庁されます。私が相談を受ける上で特に気を付けていることは、自分の先入観というメガネで人を見ないということです。人はそれぞれ自分の価値観を持っています。先入観を無くしてお話を聞くことで、相談者の価値観や思いに寄り添った相談や支援ができるのではないかと考えています。これは、母子・父子自立支援員の研修で学んだことで、常に心に留めています。ありがたいことに課内の雰囲気は明るく、一人で問題を抱え込むことがないように色々と相談できる大先輩の自立支援員もおり、大変恵まれた環境で仕事をさせていただいています。

本市の特徴は外国籍の方が多く、なかでもブラジル人の人口比率が高いことです。最近では、外国籍の方のひとり親家庭の相談が増加傾向にあります。お子さんが、日本語を理解できないため周りに馴染めず、学校も休みがちになり、母も仕事を探し友人を頼って引っ越してきた例がありました。転入時は、不安そうな表情でしたが、学校がポルトガル語の対応をしていることなど、通訳を通して説明をしたところ、とても安心した表情に変わったことが印象的でした。その後、「友達が増え毎日学校

に通うことが楽しくなった。岩倉市に来て本当に良かった。」とのお子さんの声を聞き、非常にうれしい気持ちになりました。言葉や文化の違いを認めながら、共に暮らしていく社会を作っていくことが非常に重要な課題だと思っています。生活費や学費などの経済的な相談において最も大きな問題だと感じているのは、多くのひとり親家庭で、もう一方の親から養育費が支払われていないことです。民法にも定められているように、養育費はお子さんの利益を最も優先して考慮しなければならないものであり、この養育費が適切に支払われることが、ひとり親家庭の生活を安定させる大きな一歩だと思います。子どもが犠牲にならず、自由に未来を選択することができる生活環境を整えるために少しでもお手伝いができるように常に勉強していきたいと思っています。

間もなく桜の季節が来ます。市内に流れる五条川の7.6kmの両岸には、約1,400本の桜並木が続きます。

平成2年には「日本のさくら名所100選」に選ばれました。見事に咲き誇る桜並木の下で、桜まつりの催しや夜桜のライトアップ、山車巡行などが行われます。川には、色鮮やかな鯉のぼりが浮かびます。染めた鯉のぼりの、のりを落とす「のんびり洗い」は岩倉五条川の風物詩になっています。魅力あふれる岩倉市に是非、遊びに来て下さい。



窓口の隅にキッズコーナーが設けられ、優しい配慮がされています。



岩井さんのやさしい笑顔に相談者もホッとします。



支援員同士の情報交換もスムーズです。

お知らせ

平成29年度全国母子・父子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会の概要

9月21日及び22日、昨年に引き続き、厚生労働省2階大講堂において、全国研修会が開催されました。今年度の養育費相談支援センターの研修は、2日目の午後半日において、5分科会に分かれて全分科会とも同時進行しました。

その内容の概要をお伝えします。



(厚労省大講堂28年9月撮影)

前半は養育費・面会交流に関する基本的な知識の習得、後半は面会交流に関する親ガイダンスの体験学習としました。

(1)養育費・面会交流に関する基本的な知識の習得

以下の4つの典型的な相談事例を設定して、助言者を含めて討議をしました。皆さんが日頃相談を受けている内容なので、活発な議論となりました。相談経験の少ない方も積極的に疑問点について発言をされている姿が目立ち、皆さん意欲的な姿勢でした。

①Aさんの相談

「養育費なんて要りません。相手とは関わりたくありません。」

②Bさんの相談

「再婚したら養育費の支払いが止まってしまいました。大学進学費用も請求したいのですが。」

③Cさんの相談

「養育費の支払いが止まり、義務者の住所も勤務先も分かりません。」

④Dさんの相談

「面会交流はさせたくありません。」

(2)面会交流に関する親ガイダンス

平成28年度調査研究事業の際にひとり親の父母、離婚を考えている方を対象に試行を重ねてきた親ガイダンス「かるがも教室」を参加者の方に体験してもらいました。面会交流についての子の思いを親がどのように理解するかが主なテーマですが、面会交流の主体である子どもの心を理解することができたと好評でした。

(かるがも教室テキスト「子どもからのお願い」の表紙の写真)



編集後記

- ★養育費相談支援センター開設10年を経過、養育費と面会交流という言葉がようやく社会的に認知されてきたように思います。超高齢化社会に突入した現在、日本の未来を担う子供たちを健全に成長させることが社会の責任であると心を新たにしました。(原)
- ★7・5・3を合言葉に！支援員や相談員の皆様の努力によって、養育費の取決め率や受給率が上がってきました。5年後の次回調査時には、取決め率7割、受給率5割、相談からの取りこぼし率3割未満を目標に頑張りましょう!!(山)
- ★8月から8地域の地域研修会が始まりました。11月の東北地域研修は秋田県庁と共催で開催いたしました。研修会が終わり講師と副センター長と3人でお疲れ様会をする予定でしたが、顔見知りの相談員さんが声をかけてくれてその方も交えてお食事をしました。楽しい時間を共有でき嬉しかったです。(エビ)
- ★十年一昔……この10年でスマホが普及し情報社会の昨今に、AI、ロボットの発達で将来無くなる職業があるという。十年後……どんな時代になっているのだろう……まずは900日後の東京オリンピックに向けて懲りずに英会話の勉強始めます♪(高)

養育費相談支援センター (厚生労働省委託事業)

(公益社団法人 家庭問題情報センター)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03 (3980) 4194 FAX 03 (6411) 0854

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp